

## 第5章 施策の展開

---



### 基本目標1 高齢者が活躍できる社会の実現

高齢者が生きがいを持ち、いきいきと暮らせる社会を実現するために、高齢者が培ったこれまでの知識や経験、技術を地域において発揮できる機会の充実に取り組み、地域住民がともに支え合う地域社会づくりを推進していきます。

また、自治会や民生委員、社会福祉協議会等の生活支援を担う協働体制の充実・強化を図り、地域の支え合いや助け合いによる団体の存続や活性化に、関係部局と連携しながら努めてまいります。

#### (1) 生きがいづくり

##### ①生涯学習の推進

###### < 現状・課題 >

高齢者層を対象に、生きがいづくりを目的とした生涯学習活動として、「さわやか学級」を実施しています。

この事業は、参加率も高く好評を得ていますが、参加者の固定化という課題が生じています。

また、座学が中心であった「くしま市民講座」では、音楽や体験活動等のプログラムを取り入れたことで、新たな参加者を取り込むことができましたが、今後も参加者の幅広い学習ニーズに応え、生きがいづくりを推進していくことが必要だと考えております。

###### < 今後の方向性 >

今後もより多くの参加者を取り込むため、参加者のニーズを反映した魅力あるプログラムを作成し、学習意欲の向上に努めてまいります。

## ②シルバー人材センター

### < 現状・課題 >

シルバー人材センターでは、多様なニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的または軽易な就業機会の確保・提供により、高齢者の生きがいの充実に寄与することで、「生涯現役社会」の実現に取り組んでいます。

現在、65歳定年制への移行により会員の高齢化が進展するとともに、高齢や健康等の理由により会員が減少しつつあります。

また、職種によっては、仕事の依頼はあるものの、それを担う会員が確保できないなど、雇用のミスマッチが課題となっています。

### < 今後の方向性 >

今後も、高齢者の「居場所」と「出番」をつくり、「生涯現役社会」の実現に向けて取り組んでまいります。

また、会員及び継続的な就業依頼の増加に対する支援を行ってまいります。

## ③高齢者クラブ

### < 現状・課題 >

単位クラブでは、おおむね60歳以上の高齢者が自らの知識と経験を生かしながら、相互の親睦を深め、教養の向上や健康の増進、レクリエーション活動、地域社会活動行っております。

老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに努めています。

また、串間市さんさんクラブ連合会では、グラウンドゴルフ大会や室内ゲーム大会を開催するなど、単位クラブの枠を超えた交流を行っております。

一方、加入者がいない、役員のなり手がなく、身体的・経済的な負担が大きいこと等の理由により、クラブ数・会員数ともに年々減少しております。

### < 今後の方向性 >

これからのクラブ活動について、串間市さんさんクラブ連合会と協議を行いながら、自治会等の関係団体や他事業と連携できるよう支援するとともに、新規クラブの立ち上げ支援について、事務局（社会福祉協議会）と一体となって取り組むなど、クラブの存続・活性化に向けた取組を引き続き実施してまいります。

## (2) 社会活動への参加の推進

### ①いきいきサロン活動

#### < 現状・課題 >

地域を拠点に開催されるいきいきサロン活動は、地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとがともに運営していく仲間づくり活動です。

また、閉じこもりがちとなっている高齢者等が気軽に出かけて仲間づくりをしたり、一緒に食事をしたりすることにより、いきいきと元気に暮らすための支援活動を通じた地域づくり活動であります。

しかし、新規参加者が少なく、メンバーが固定化していることもあり、開催数が減少傾向にあります。

#### < 今後の方向性 >

いきいき元気教室が立ち上がった自治会に対するサロン立ち上げへの声掛け等を行ってまいります。

#### < 指標 >

項目	実績値		目標値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いきいきサロン活動実施箇所数	57カ所	57カ所	60カ所	63カ所	66カ所
いきいきサロン活動の延べ実施回数	524回	540回	570回	600回	630回
いきいきサロン活動の延べ参加人数	3,504人	3,500人	3,700人	3,800人	3,900人

※令和2年度は見込値

## ②ボランティアセンター

### < 現状・課題 >

様々な団体が各分野において活動の充実を図っていますが、多くの団体において、人材不足や会員の高齢化等の課題が発生しており、養成講座やボランティアフェスティバルの場を有効活用した課題解決に取り組んでおります。

今後、若い世代も巻き込んだ新たな活動・人材の発掘や意識向上のための働きかけ、既存団体への加入等を促進するための取組が必要であると考えられます。

### < 今後の方向性 >

高齢者の社会参加の場である既存活動を継続していくための支援や、既存ボランティア活動の充実・活発化を図るための支援、災害発生に備えるための研修や訓練への取組及び関係機関との情報共有や連携強化を推進してまいります。

### < 指標 >

項目	実績値		目標値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティアセンター登録団体数	28 団体	29 団体	30 団体	31 団体	32 団体
ボランティアセンター登録者数	1,150 人	1,160 人	1,170 人	1,180 人	1,190 人

※令和2年度は見込値

## 基本目標２ 介護予防と自立支援の推進

生活課題を抱える高齢者を地域の支え合いや助け合いで、要介護状態になっても在宅生活を継続していける地域の実現を目指し、自治会や関係団体、事業所、生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の社会参加及び地域住民がともに支え合う地域づくりを推進してまいります。

### (1) 介護予防の充実

#### ①介護予防把握事業

##### < 現状 >

介護予防把握事業は、各種関係者から収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげる事業です。

本市では、民生委員等からの相談・情報を地域包括支援センターにより把握し、介護予防事業へのつなぎを行っております。

##### < 今後の方向性 >

地域包括支援センター等の関係機関からの情報や後期高齢者特定健診等から介護予防事業の対象者を抽出する等、連携による事業の継続実施に努めてまいります。

#### ②介護予防普及啓発事業

##### < 現状・課題 >

介護予防普及啓発事業は、高齢者が身近な地域で介護予防について気軽に学ぶとともに、自宅でも継続して取り組めるよう実技指導やパンフレットの配布を行うなど、介護予防活動の普及・啓発を行う事業です。

介護予防に資する取組として、本市では、健幸教室やいきいき元気教室、いきいきサロン事業等で介護予防についての知識の普及に加え、広報誌等での周知を行っております。

##### < 今後の方向性 >

介護予防活動の普及・啓発を推進することにより、実施会場の維持・確保に努めてまいります。

### ③地域介護予防活動支援事業

#### < 現状 >

地域介護予防活動支援事業は、住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う事業です。

本市では、「いきいき元気教室」に重点を置き、教室の運営を支える「いきいきサポーター」の育成やサポーター同士の交流等を同時に推進することで、住民主体の集いの場の普及や支援に取り組んでいます。

取組の成果として、「いきいき元気教室」の実施会場数は増加傾向にあります。

#### < 今後の方向性 >

今後も、「いきいき元気教室」の実施会場の拡充を図るとともに、「いきいきサポーター」の交流・学習の場を設けることで、住民主体の介護予防活動を地域に広げる取組を推進してまいります。

#### < 指標 >

項目	実績値		目標値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域介護予防活動支援事業開催箇所数	50カ所	55カ所	60カ所	65カ所	75カ所
地域介護予防活動支援事業参加実人数	542人	600人	650人	700人	750人
いきいきサポーター数	184人	210人	235人	260人	285人

※令和2年度は見込値

### ④一般介護予防事業評価事業

#### < 現状・課題 >

一般介護予防事業評価事業は、本計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う事業です。

介護保険事業計画の進捗状況と検証を定期的に行い、一般介護予防事業の評価に努めていますが、事業によっては、評価がなされていない事業もある状況です。

また、評価基準が明確に定められていないため、プロセス評価・アウトカム評価を行うことができていない状況にあります。

#### < 今後の方向性 >

効果的な介護予防事業の推進を図るため、事業検証を定期的に行うとともに、必要に応じた事業の改善を行ってまいります。

## ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

### < 現状 >

地域リハビリテーション活動支援事業は、介護予防の取組の機能強化を図るため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等に対し、リハビリ専門職による助言等を行う事業です。

自立支援型地域ケア会議を月2回、評価会議を年1回開催するとともに、令和元年度からは、通いの場に対する専門職派遣を行うことで、リハビリ専門職を活用した介護予防の取組の機能強化を図っています。

### < 今後の方向性 >

リハビリ専門職を活用した介護予防の取組の機能強化を引き続き図ってまいります。

## (2) 自立支援・重度化防止の推進

### ①地域ケア会議の充実

#### < 現状 >

自立支援に向けたケアマネジメントを多職種で支援する自立支援型地域ケア会議については、平成30年度から開催し、自立支援に対するアセスメントの統一を図っています。

また、個別支援対応に係る個別ケース会議については、地域包括支援センターが主催し、関係機関等が連携したうえで、高齢者虐待を含む支援困難事例を中心に対応を行っています。

#### < 今後の方向性 >

自立支援につながるよう、自立支援型地域ケア会議を月2回定期的に開催しております。

個別ケース会議については、地域包括支援センターを中心に開催し、支援困難事例等への対応を行ってまいります。

## ②リハビリテーションサービスの提供体制の確保

### < 現状・課題 >

本市においては、国全体・県全体の水準を上回るリハビリテーション提供に係る介護保険サービス提供事業所数を有しています。

また、自立支援型ケアマネジメントを推進していることもあり、サービス利用率も国全体・県全体の水準と比べて高く、介護保険制度の理念である自立支援・重度化防止の観点に沿ったサービス提供が比較的行われている状況にあります。

一方、作業療法士・言語聴覚士の従事者数が国全体・県全体の水準より少ない状況にあり、これらの専門職の確保が課題となっています。

### < 今後の方向性 >

自立支援型地域ケア会議の開催による自立支援型ケアマネジメントの推進を図ることで、リハビリテーションサービスの利用促進を図るとともに、介護保険サービス提供事業所に対するリハビリテーションサービスに係る制度の周知啓発等により、提供体制の確保・拡充に係る促進を図ってまいります。

### 基本目標3 安心して暮らせる地域の実現

単身高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者等の様々な状態にある高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、関係機関や地域住民の協力による見守り支援体制の充実を図ります。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、第7期計画期間中の取組を発展させ、在宅医療・介護連携の推進等に積極的に取り組み、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

さらに、地域包括ケアシステムを支える人材の確保、専門職や関係者間の情報共有ネットワークの充実によるサービスの質の向上、住民主体の活動の推進、地域資源を活用した生活支援事業に取り組んでまいります。

#### (1) 相談支援機能の充実

##### ①総合相談事業（地域包括支援センターの運営）

###### < 現状・課題 >

地域包括支援センターは、平成26年度から串間市社会福祉協議会に委託し、高齢者の生活相談や介護相談への対応、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職による総合的なチーム判断に基づく支援を年次的に充実させ、平成29年度から5人体制で行っております。

相談内容が、独居や認知症、生活困窮、疾病等の複合的な問題による支援困難な事例も増加しており、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断したうえで、家庭を訪問したり、高齢者や家族に対する支援を行っております。

権利擁護事業については、高齢者に対する支援困難な事例から成年後見市町村申立制度へのつながりや、認知症地域支援推進員の配置による認知症高齢者の家族等に対する相談支援を行っております。

包括的継続的ケアマネジメント支援事業については、介護支援専門員に対する支援として、個別支援を行うための相談窓口の設置を進めるとともに、勉強会開催や助言等による支援等を行っております。

###### < 今後の方向性 >

サービスに関する情報提供等の初期的相談対応や継続的・専門的な相談支援の充実に努めるとともに、相談につながっていない潜在的な支援ニーズへの対応も強化していく必要があるため、これまで構築してきた地域の関係機関・団体等との情報交換をより密にすることで、ネットワーク機能の強化につなげ、虐待等の権利擁護に係る問題の早期発見・早期対応等に努め、支援体制の充実を図ってまいります。

また、介護予防ケアプラン作成において、介護支援専門員が自立支援型ケアマネジメントの考え方を取り入れた適正なケアプランを策定するための助言等を行い、介護支援専門員同士の連携を図る体制づくりに努めてまいります。

## ②介護予防支援事業（ケアマネジメント）

### < 現状 >

要支援者及び基本チェックリストにより支援が必要と判定された高齢者等に対して、その心身の状況、おかれている環境、その他の状況に応じ、自身の選択に基づき、予防サービスや生活支援サービスに係る事業、その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう、必要な援助を行っており、事業の実施にあたっては、対象者ごとの課題分析を行ったうえでの事業実施及び再評価に努めております。

### < 今後の方向性 >

ケアマネジメントにあたっては、利用者自身による取組、地域住民等による支援等を積極的に位置づけるよう努めてまいります。

また、重症化防止のため、軽度の支援者に対する適正なケアマネジメントの実施に努めてまいります。

軽度者で生活不活発な状態により廃用症候群等から要介護状態になる可能性がある高齢者等のケアマネジメントについては、自立支援型地域ケア会議において、多職種からの助言を受けながら、サービス事業所と連携を図り、自立支援の強化に努めてまいります。

## (2) 権利擁護の推進

### ①成年後見制度利用支援・促進事業

#### < 現状・課題 >

成年後見制度は、判断能力が十分でない高齢者等に対して、財産管理・身上保護等の支援を行うものであり、本人の状況や家族の支援の有無等を慎重に調査したうえで、必要に応じた支援につなげております。

老人福祉法第 32 条に基づき、親族のいない高齢者又は親族がいても音信不通、虐待、関わりを拒否しているなど、親族等による後見等開始の審判請求が期待できない高齢者等については、市による申立てを行っております。

また、制度を利用する資力がない高齢者等に対しては、申立て費用や後見人等の報酬の助成を行っております。

本市においては、高齢化率の上昇に伴い、認知症高齢者や身寄りのない高齢者が増え、制度に対する需要も今後更に増加していくことが予想されています。

さらに、近年は虐待や身寄りがいないといった支援が複雑なケースに対応するため、専門職後見人等の受任件数が増加しており、そのことによる後見人不足も懸念されます。

#### < 今後の方向性 >

制度を利用することによって権利が護られる高齢者のために、今後も引き続き、老人福祉法第 32 条に基づき適切な支援を行ってまいります。

また、令和 2 年 4 月に設置した中核機関において、制度の広報・啓発や相談機能の充実に努めるとともに、日南串間成年後見ネットワーク協議会において、制度の利用促進や関係機関の連携に向けた協議を行ってまいります。

さらに、困難事例への対応や長期的な支援を必要とする高齢者等に対応するため、法人後見のニーズや妥当性等を総合的に勘案しながら、法人後見制度の導入について検討を行ってまいります。

## ②高齢者虐待対応

### < 現状 >

高齢者虐待の早期発見と未然防止のためには、地域住民の見守りや施設・病院関係者の気づき、虐待に関する知識や各種福祉制度・サービス等に関する情報発信等に取り組むことが重要です。

本市においては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、虐待を解消させ、安心して安全な環境の下での生活を再構築し、権利を擁護していくための支援を行っており、主な取組として、養護者や養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応、高齢者虐待防止に関する普及・啓発を行っております。

### < 今後の方向性 >

高齢者が安心して生活を送ることができるよう、虐待の解消に向け、適切な相談・支援の実施に努めてまいります。

また、高齢者虐待の早期発見・未然防止のため、見守りや通報に関する啓発を推進していくとともに、庁内の関係各課や医療機関、福祉施設、警察等の関係機関と連携した高齢者虐待への対応に努めてまいります。

## ③日常生活自立支援事業

### < 現状・課題 >

日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会等と判断能力に不安のある方が契約を結び、日常生活における金銭管理や自らの判断で適切にサービスを選択できるよう、福祉サービスの利用手続きにおける援助や代行、福祉サービス利用料の支払いを支援する事業であります。

令和2年10月末時点における契約者は15件となっております。

契約者のうち、認知症高齢者や知的障がい者が多くの割合を占めていますが、なかには高齢で独居生活の方、身寄りはあるが疎遠な方、身寄りがいない方、虐待や多重債務者等、本事業による支援だけでは課題解決が難しいケースも少なくない状況にあり、このようなケースは今後も増加していくことが予想されます。

そのためにも、普段から契約者と今後の生活設計について十分に話し合っておく必要があります。

### < 今後の方向性 >

本事業についての周知、地域のネットワーク構築に努め、判断能力の不十分な方が安心して暮らせるよう、地域全体で支える体制づくりを推進してまいります。

### (3) 医療と介護の連携

高齢者が自宅等の住み慣れた生活の場で仮に病気になっても療養し、自分らしい人生を全うするためには、地域の医療・介護に係る関係機関の連携が不可欠であり、包括的かつ継続的な在宅医療・介護連携の推進が求められております。

今後、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者が、住み慣れた地域において、可能な限り継続して日常生活を営むことができるよう、地域の医療機関や事業所等との連携による在宅医療・介護の連携体制について、介護保険法第115条の45第2項第4号に掲げる事業を推進してまいります。

#### ①地域の医療・介護資源の把握

##### < 現状・課題 >

市内の医療機関や介護資源の情報集約や把握、公開は行っていますが、随時更新がなされていない状況にあります。

また、国が構築している介護保険サービス情報公表システムの周知を図るなど、情報の周知をさらに推進していく必要があります。

##### < 今後の方向性 >

詳細な情報や開廃止の情報が適時公開される仕組みが整っていない状況にあるため、情報収集を随時行うとともに、広く情報を公開し、情報の周知を図ることができるよう努めてまいります。

#### ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

##### < 現状 >

地域の医療・介護関係者等が参画する串間市在宅医療介護連携推進協議会を設置し、その研究機関として在宅療養支援体制構築ワーキンググループと多職種連携構築ワーキンググループを設置し、多職種のメンバーによる医療と介護の連携の在り方等について協議・検討を行っています。

##### < 今後の方向性 >

医療と介護の多職種による在宅医療と介護の連携の在り方について、専門職の意見を踏まえながら、課題抽出及び解決策の協議等を今後も引き続き行ってまいります。

### ③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

#### < 現状・課題 >

串間市の中核病院である市民病院においては、訪問診療・訪問看護を行うとともに、在宅看取りへの対応を行っております。

また、市内の有料老人ホームやグループホーム、特別養護老人ホームにおいて、施設看取りが行われております。

独居高齢者や老老介護等の増加を背景に、在宅医療介護の需要は高まることが予想されることから、医療・介護サービスが切れ目なく、一体的に提供されるよう、利用者の急変時等の連絡体制も含めて、地域の医療・介護関係者との連携体制の強化を図っていく必要があります。

#### < 今後の方向性 >

看取り対象者を担当する在宅医の補完体制の構築や、在宅における医療・介護従事者確保に努めてまいります。

### ④医療・介護関係者の情報共有の支援

#### < 現状・課題 >

入退院時における医療と介護の円滑な連携のため、「入退院調整コンセンサスブック」を活用した連携を図っており、その作成過程において、情報共有体制及び顔の見える関係が構築されています。

本市では、これまでICTを活用した連携体制構築にまで至っておらず、SNSを活用するなどして、顔の見える関係づくりに努めております。

#### < 今後の方向性 >

今後も、SNSの活用等による顔の見える関係づくりに努めるとともに、情報共有ツールやICTの活用等についても、協議・検討してまいります。

### ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援

#### < 現状 >

地域包括支援センターを中心に連携体制が構築されており、介護サービス事業所交流会や介護支援専門員連絡会等の継続的かつ主体的な活動により、情報共有や顔の見える関係づくりに努めております。

#### < 今後の方向性 >

入退院時や転院時の相談に対応するため、関係者間でのネットワークづくりに努めてまいります。

## ⑥医療・介護関係者の研修

### < 現状 >

医療・介護従事者の研修の場として、多職種連携研修会を定期的を開催しております。

### < 今後の方向性 >

医療・介護従事者向けの多職種連携研修会の定期的な開催等による在宅医療・介護連携体制の推進に引き続き努めてまいります。

## ⑦地域住民への普及啓発

### < 現状 >

地域住民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図るため、シンポジウムを開催し、在宅医療介護に関する啓発を行っております。

### < 今後の方向性 >

在宅医療・介護連携に関する講演会の開催、情報紙の配布等によって地域住民の在宅医療・介護連携に対する理解促進を図ってまいります。

## ⑧在宅医療・介護連携に関する二次医療圏内の連携

### < 現状 >

日南保健所等の支援の下、「入退院調整コンセンサスブック」を毎年更新するなど、二次医療圏内の日南市と連携した取組を行っております。

### < 今後の方向性 >

県や日南保健所等の支援の下、「入退院調整コンセンサスブック」を活用した、二次医療圏内の日南市との連携を図ってまいります。

また、隣接自治体である鹿児島県志布志市とは連携が進んでいない状況にありますが、連携に関する検討すべき事項の有無等について、実態把握に努めてまいります。

#### (4) 認知症施策の推進

国の推計では、高齢者の7人に1人が認知症であるとされ、その数は国全体で500万人を超えているとされています。

そうした中、国は、令和元年6月に取りまとめた「認知症施策推進大綱」の中で、「共生」と「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味での「予防」を車の両輪として、認知症施策を推進していくとの考え方を示すとともに、市町村に対しても、この考え方を踏まえた認知症施策の推進を求めており、具体的には、「普及啓発・本人発信支援」「予防」等の認知症施策を推進していくことが求められています。

本市においても、「認知症施策推進大綱」の考え方を踏まえた、認知症施策の推進を図ってまいります。

##### ①認知症サポーターの養成、認知症キャラバン・メイトの育成

###### < 現状 >

より多くの市民が認知症に対する正しい理解を得るため、認知症サポーターを養成するとともに、認知症サポーターを養成する際の講師役である認知症キャラバン・メイトの育成を行っております。

令和2年度時点の認知症サポーターは2,192人、認知症キャラバン・メイトは55人となっております。

###### < 今後の方向性 >

認知症サポーターについて、養成講座受講者の幅が広がるよう、認知症地域支援推進員と連携した周知・啓発に努め、さらなる養成に努めてまいります。

また、小中学校・高校における認知症教育を順次計画的に実施してまいります。

認知症キャラバン・メイトについては、育成の場やキャラバン・メイト連絡会を通じた活動促進を図るとともに、認知症キャラバン・メイトが活動しやすい環境整備を図ってまいります。

###### < 指標 >

項目	実績値		目標値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症キャラバン・メイト数	56人	55人	55人	55人	55人
認知症サポーター数	2,177人	2,300人	2,600人	2,900人	3,200人
小中学校における認知症教育の実施回数	2校	3校	3校	3校	3校

※令和2年度は見込値

## ②チームオレンジの構築

### < 現状・課題 >

令和元年度において、国は、認知症高齢者等が安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めるため、認知症高齢者等の支援ニーズに認知症サポーター等をつなげる仕組み「チームオレンジ」構築の取組を開始しました。

チームオレンジは、認知症サポーターがチームを組み、認知症の方や家族に対する生活面の早期からの支援等を行うものとなっております。

「認知症施策推進大綱」においては、全市町村において、認知症サポーターを中心としたチームオレンジ等の支援チームが整備されていることを令和7（2025）年度の目標として掲げております。

在宅介護実態調査においては、「現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護」として、「屋内の移乗・移動」に次いで、「認知症状への対応」が挙げられており、本市においても認知症高齢者等を支える体制づくりが求められております。

### < 今後の方向性 >

認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性を維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症高齢者本人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる「チームオレンジ」の仕組みづくりを検討してまいります。

### ③認知症ケアパスの活用

#### < 現状・課題 >

認知症ケアパスとは、「認知症高齢者等の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」を示したものです。

令和2年4月に更新を行い、医療機関・薬局・介護事業所等に配布することで、その周知を図っていますが、ニーズ調査においては、「認知症に関する相談窓口を知っていると回答した高齢者は4割弱にとどまっております。

#### < 今後の方向性 >

認知症は誰でもなりうるものであることから、認知症ケアパスの配布を市全体に行い、認知症高齢者本人及びその家族だけでなく、市民全体に対して、認知症ケアパスの存在を十分周知できるよう努めるとともに、内容について、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と連携した社会資源の把握に努めたうえでの更新に努めてまいります。

#### < 指標 >

項目	実績値		目標値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者における認知症相談窓口の認知度	38.9%	—	—	40.8%	—
認知症本人又は家族における認知症相談窓口の認知度	66.9%	—	—	73.6%	—

#### ④認知症地域支援推進員の活動の推進

##### < 現状 >

認知症地域支援推進員は、認知症高齢者等に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、専門医療機関やケアマネジャー、認知症サポーター等の地域において、認知症高齢者等を支援する関係者の連携や、認知症ケアパスの作成及び活用の促進活動を行うなど、認知症施策推進における中心的な役割を果たす役割を担っています。

認知症地域支援推進員を社会福祉協議会内の地域包括支援センターに配置し、認知症の人と暮らす家族の集い（オレンジカフェ）を運営し、また認知症カフェにつなげる取組として、無料相談会（もの忘れ相談会）等を開催するなど、生活支援コーディネーターと連携しながら、認知症高齢者等に優しい地域づくりに取り組んでいます。

認知症地域支援推進員が認知症を切り口にした地域づくりを行っていく際には地域住民の理解が不可欠であることから、地域住民の理解を深めるための機会として、「認知症勉強会」を開催しています。

##### < 今後の方向性 >

市民がどこに相談して良いのか迷うことなく、認知症高齢者等に対する効果的な支援につながるができるよう、家族の集いや認知症カフェを活用した取組や医療介護事業所を対象とした多職種とのネットワーク構築等の取組を通じた地域支援体制づくりを行ってまいります。

#### ⑤認知症初期集中支援チームの活動の推進

##### < 現状・課題 >

認知症初期集中支援チームは、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的に設置されるもので、家族の訴え等により認知症が疑われる高齢者等や、認知症高齢者等及びその家族を訪問の上、観察・評価を行い、家族支援等の初期支援について、専門医療機関やかかりつけ医と連携しながら包括的・集中的に行う役割を担っています。

チーム運営の手引きに沿った流れでチーム員会議の開催にまで発展するケースが少ないことから、市民や関係機関等に対する認知症初期集中支援チームの存在を周知するとともに、理解を深めるための普及啓発が必要な状況にあります。

##### < 今後の方向性 >

市民や関係機関等に認知症初期集中支援チームの存在を周知するとともに、理解を深めるための普及啓発を行い、支援が必要なケースが生じた場合には、具体的なプロセスに沿った流れに基づき、認知症初期集中支援チームと地域包括支援センター等が情報共有を図りながら、初期支援を包括的・集中的に実施することで、自立生活のサポートを行うチーム運営を図ってまいります。

## (5) 住まい・暮らしの確保

### ①市営住宅整備の推進

#### < 現状・課題 >

高齢化率の上昇とともに、市営住宅における入居者及び入居希望者について、高齢者が増加傾向にあります。

市営住宅の建替整備において、バリアフリー化を図っていますが、既存の市営住宅においては、バリアフリー化が図られていない住宅があるため、計画的に整備を進めていく必要があります。

#### < 今後の方向性 >

建物本体の老朽化が進行している住宅が多く、人口減少等の影響を受け、入居希望者も減少傾向にあります。

そのため、市営住宅管理戸数の整備目標値には到達していません。

今後は、将来における市営住宅管理戸数を見直し、老朽化した住宅の建替整備、個別改善、除却等を行うとともに、バリアフリー仕様ではない住戸に対する計画的な整備を検討してまいります。

### ②養護老人ホームへの入所措置

#### < 現状 >

65歳以上の人で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な人を措置しています。市内には2施設（めぐみの郷：定員50人、幸寿園：定員50人）あります。

また、入所待機者につきましては、本人はもとより、家族や関係機関と協議を行いながら、状況に応じた対応を行っております。

#### < 今後の方向性 >

養護老人ホームの入所等について、心身の健康の保持及び生活の安定のため、今後も継続して、必要な措置・対応を行ってまいります。

### ③持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

#### < 現状 >

本市の地域公共交通における現況や課題の整理を行ったうえで、将来を見据えたまちづくりとの一体性の確保や、地域全体を見渡した総合的かつ持続可能な公共交通ネットワークの構築を検討するため、令和元年度に串間市地域公共交通網形成計画を策定しました。

その方針に則り、一部コミュニティバス路線の延伸やバス停の新設、運行ダイヤの市民の外出行動を踏まえた改善、重複運行路線の集約、一般路線バス等への接続強化の検討を行い、持続可能な公共交通ネットワークの構築に努めています。

#### < 今後の方向性 >

串間市地域公共交通網形成計画に基づき、持続可能な公共交通ネットワークの構築に努めてまいります。

### ④買い物に対する支援

#### < 現状・課題 >

人口減少や大型店の進出等により、地域においては買い物できる店舗が減少している状況にあります。

公共交通が利用可能な住民に対しては、串間市地域公共交通網形成計画における方向性に則ったコミュニティバスの運行ダイヤ改正等により、利便性の向上を図っていますが、公共交通を利用できない方に対するフォローが課題となっています。

また、移動スーパーは地域住民の重要な買い物手段であり、なくてはならない資源の一つです。

しかしながら、人口減少に伴う利用者の減少等、移動スーパーを取り巻く環境は厳しい状況であるため、資源の維持・確保に努める必要があります。

なお、地域連携組織等の地域主体による検討が行われることが期待されていますが、組織を設立し、買い物支援等の事業に着手するまでには相当の時間を要するものと考えられます。

このように高齢者の買い物支援については、関係課、関係団体が多岐にわたり、綿密な情報共有と連携が必要であることから、定期的に協議の場を設け、買い物弱者の実態把握を行っていく必要があると考えられます。

#### < 今後の方向性 >

コミュニティバスの運行ダイヤ改正等による利便性の向上を図りつつ、関係課や関係団体等との連携、地域住民との協議等により、買い物支援のあり方について、引き続き検討してまいります。

## ⑤高齢者の交通安全対策

### < 現状・課題 >

高齢者による重大な交通事故の全国的な増加により、免許返納者は増加傾向にあります。

本市では、免許の自主返納を促す目的で、高齢の免許返納者に対し、よかバスの回数券を交付する「高齢者免許返納メリット制度」を串間警察署と連携して実施しております。

### < 今後の方向性 >

関係課と連携して、免許返納者に対する新たな支援方法を検討してまいります。

また、高齢運転者自身が運転時間・場所・状況等に関するルールを決める「制限運転」を普及させ、高齢者が安全に運転を続けることができる「運転寿命」を延伸する取組を推進してまいります。

## ⑥高齢者に係る地域安全対策

### < 現状 >

犯罪の未然防止を図るため、地域安全・交通安全・防災グラウンドゴルフ大会開催における啓発、各地区高齢者サロンにおける啓発、地域安全ホットニュースの定期発行等を行っています。

市内の刑法犯認知件数については、低水準で推移しており、重大事件等の発生も見られない状況にあります。

### < 今後の方向性 >

犯罪等の手法は巧妙化していくと思われるため、特殊詐欺に対する啓発等を引き続き行ってまいります。

## ⑦ごみ処理に対する支援

### < 現状・課題 >

分別がうまく出来ない、ごみステーションまで運搬できない等の問題を抱える高齢者については、親族や自治会、介護ヘルパー等による支援等により、おおむね対応できている状況にありますが、分別が出来ない一人暮らし高齢者等がいる状況にあります。

### < 今後の方向性 >

ごみステーションでは16品目に分別する方式をとっており、ケースによって異なる対応が必要であることから、ケースに応じた個別対応を行ってまいります。

## ⑧高齢者の見守りの推進

### < 現状・課題 >

支援を必要としている高齢者の社会的孤立や孤立死を未然に防止し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や民生委員・児童委員、市内事業者等が連携して見守りを行う体制づくりを推進しています。

具体的な取組として、民生委員・児童委員や自治会を中心に、近隣住民等が連携して高齢者宅を訪問し、声かけや現状把握、関係機関へのつなぎ等の見守り活動を行っております。

また、高齢者等の異変をいち早くキャッチできるよう、「串間市地域見守り活動に関する協定」を締結し、市内の事業者や社会福祉協議会、串間警察署と、従来の見守り活動と合わせた重層的な見守り体制の構築に努めており、緊急時(行方不明等)には早期発見・早期保護のために捜索の協力依頼を行っております。

今後も高齢化率の上昇により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の割合が増加することが予想されていることから、それに伴う社会的孤立や虐待、孤立死といった福祉課題への対応が重要になると考えられます。

### < 今後の方向性 >

今後も、地域での支え合いによる見守りネットワークの構築・充実に努めてまいります。

「串間市地域見守り活動に関する協定」については、協定の趣旨を丁寧に説明し、協力事業所を段階的に増やすよう努めてまいります。

### < 指標 >

項目	実績値		目標値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
串間市地域見守り活動に関する協定の締結事業者数	15事業者	15事業者	16事業者	17事業者	18事業者

※令和2年度は見込値

## ⑨在宅安心サポート事業

### < 現状・課題 >

窓口相談や介護支援専門員からの相談を踏まえ、必要に応じた緊急通報システムの設置を行っており、オペレーターによる安否確認や、本人からの通報により病院搬送につながるなどの見守り体制を整えております。

令和2年10月末時点において、16名の利用者がおります。

携帯電話等の普及により電話回線を有していない利用希望世帯も出てきており、対応について、今後検討が必要な状況にあります。

### < 今後の方向性 >

在宅での安心を確保するため、事業の周知啓発を図るとともに、携帯電話やICTを活用できるサービスの検討を行い、一人暮らし高齢者等の安心・安全を図ってまいります。

## (6) 生活支援と家族介護支援の充実

### ①生活支援体制整備事業

#### < 現状・課題 >

今後、生産年齢人口の減少に伴い、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれることから、地域サロンの開催や見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等の日常生活上の支援体制が必要になっております。

そのような高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援等サービスを整備していくために、生活支援コーディネーターの活用等を通じ、自治会や民生委員、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援等を担う協働体制を構築し、充実・強化を図る必要があります。

地域ニーズの把握のためサロン活動では、「あったらいいねを考える学習会」を開催し、ニーズに応じた地域課題の解決や対応につなげております。

また、ボランティア団体等の関係組織同士のネットワーク構築の周知・啓発のため、会議・活動等への積極的な参加に努めております。

さらに、企業を退職した高齢者等が地域社会の中でいきいきと生活できるよう、高齢者の社会参加を促進するため、就労活動の取組やマッチング、高齢者個人の特性や希望に合った活動のコーディネートに努めております。

#### < 今後の方向性 >

地域課題を住民が「自分ごと」として考えることのできる場（協議体）をつくり、住民同士の対話を通じた「気付き」から地域活動の創出を目指すため、社会福祉協議会で育成した地域福祉コーディネーターを活用し、生活支援体制の強化を図ってまいります。

生活支援サービスの創出にあたっては、ボランティア活動との有機的な連携を図るなど、地域の人材を採用していくことが重要であるとともに、要介護状態に至っていない高齢者は、地域で社会参加ができる機会を増やしていくことが高齢者の介護予防にもつながることから、できる限り多くの高齢者が地域で支援を必要とする高齢者の支え手となれるような地域づくりを目指してまいります。

## ②配食による栄養改善及び見守り

### < 現状・課題 >

低栄養状態を予防するための栄養改善と見守りを目的に配食サービスを実施し、「配食サービス」と「食の自立支援事業」を実施しております。

介護支援計画等に位置づけられるこの事業の利用者の中には、疾病等のある方もいらっしゃいますが、個人の病態等に合わせた食事形態の提供までには至っておりません。

### < 今後の方向性 >

低栄養状態の予防やひとり暮らし高齢者の見守りを図るため、事業の継続に努めるとともに、高齢者の病態等に応じた食事形態の提供について、事業所との検討を行ってまいります。

## ③ねたきり老人等介護手当（ねたきり高齢者等介護手当（仮称））

### < 現状・課題 >

寝たきり又は認知症高齢者を在宅において介護している家族等に対して、「ねたきり老人等介護手当（月額5,000円）」を支給しており、令和2年10月末現在では12名に対する支給を行いました。

これまで、要介護4又は要介護5の方を介護している家族等に対する介護用品支給券の支給を行ってきた家族介護用品券支給事業について、地域支援事業の方向性に基づき令和2年度末で廃止せざるを得ない状況にあることから、今後、幅広い観点での家族介護の慰労をねぎらうため、事業内容について再検討する必要があります。

### < 今後の方向性 >

在宅で介護している家族の慰労に対し、令和3年度以降ねたきり高齢者等介護手当（仮称）として、介護手当の拡充・見直しを行い、在宅介護の負担軽減を図ります。

#### ④家族介護者の仕事と介護の両立への支援

##### < 現状・課題 >

在宅介護実態調査においては、家族介護者の半数近くが現在就労していると回答しています。

介護サービス等の利用者が現状にあった適切なサービスを受けることができるよう、多様なサービス提供体制の充実に努めており、現在就労している家族介護者のうち、83.9%が「今後も働きながら介護を続けていける」と回答していますが、8.1%が「今後も働きながら介護を続けていくことは難しい」と回答している状況にあります。

##### < 今後の方向性 >

介護者の負担軽減や生活を支えるため、多様なサービスの提供体制の更なる充実を図るとともに、仕事と介護の両立において、就労先の理解が不可欠であると考えられることから、在宅介護等に関する周知啓発による事業所の理解促進に努めてまいります。

## 基本目標4 介護保険制度の円滑な運営

### (1) 介護給付サービスの提供

本市の高齢者の現状（61 ページ～64 ページ参照）を踏まえ、推計した今後のサービス見込量に基づき介護給付サービスの提供体制を確保します。

#### ①居宅介護（予防）サービス

##### ア) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護保険サービスの在宅介護の中心的サービスのひとつであり、利用者の居宅にホームヘルパー等が訪問し、食事や入浴、排泄の介助等の身体介護や買い物、洗濯、掃除等の生活援助を行うものです。

予防給付については、地域支援事業において実施されています。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	102人	109人	120人	120人	120人

※1月あたりの実利用者数

##### イ) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

利用者の居宅に移動入浴車等の入浴設備を持ち込み、入浴や洗髪の介助を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るものです。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	7人	5人	8人	7人	9人
予防	0人	0人	0人	0人	0人
介護	7人	5人	8人	7人	9人

※1月あたりの実利用者数

## ウ) 訪問看護・介護予防訪問看護

利用者の居宅に看護師が訪問し、主治医の指示の下で病状の管理や処置等を行うものです。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	23人	21人	32人	31人	31人
予防	0人	0人	2人	2人	2人
介護	23人	21人	30人	29人	29人

※1月あたりの実利用者数

## エ) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

病院・診療所又は介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、利用者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法・作業療法等の必要なりリハビリテーションを行うものです。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	27人	37人	42人	42人	42人
予防	1人	0人	2人	2人	2人
介護	26人	37人	40人	40人	40人

※1月あたりの実利用者数

## オ) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

利用者の居宅に医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が訪問し、療養上の管理指導を行うものです。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	8人	16人	19人	18人	19人
予防	1人	0人	1人	1人	1人
介護	7人	16人	18人	17人	18人

※1月あたりの実利用者数

## カ) 通所介護（デイサービス）

利用者が通所介護事業所（デイサービスセンター）に通い、食事や入浴などの日常生活上の世話を受けるほか、機能訓練や社会交流による日常生活能力の維持を図るものです。

予防給付については、地域支援事業において実施されています。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	98人	104人	112人	109人	110人

※1月あたりの実利用者数

## キ) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

利用者が通所リハビリテーション事業所（デイケア）に通い、心身機能の維持回復を目的に、理学療法士や作業療法士の指導の下で、専門的なりハビリテーションを受けるとともに、送迎・入浴・食事等のサービスも受けられることができます。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	223人	144人	224人	223人	221人
予防	52人	38人	51人	50人	50人
介護	171人	106人	173人	173人	171人

※1月あたりの実利用者数

## ク) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

介護者の事情により居宅での介護が困難になった際に、施設に一定期間入所し、入浴・食事・排泄等の介護や日常生活の世話、機能訓練等を受けるものです。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	55人	36人	58人	56人	58人
予防	2人	2人	2人	2人	2人
介護	53人	34人	56人	54人	56人

※1月あたりの実利用者数

## ケ) 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護者の事情により居宅での介護が困難になった際に、老健施設・病院等に一定期間入所し、入浴・食事・排泄等の介護や日常生活の世話、機能訓練等を受けるものです。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	7人	2人	8人	8人	8人
予防	0人	0人	1人	1人	1人
介護	7人	2人	7人	7人	7人

※1月あたりの実利用者数

## コ) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

利用者が日常生活を営むため、心身の状況や環境等に応じて、適切な福祉用具の選定・貸与を受けるものです。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	229人	247人	268人	268人	268人
予防	26人	26人	29人	29人	28人
介護	203人	221人	239人	239人	240人

※1月あたりの実利用者数

## カ) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

居宅で介護を円滑に行うことができるよう、5種類の特定福祉用具の購入費について、年間10万円を上限として支給が受けられることができます。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	7人	6人	8人	8人	8人
予防	2人	2人	2人	2人	2人
介護	5人	4人	6人	6人	6人

※1月あたりの実利用者数

### シ) 住宅改修費・介護予防住宅改修費

在宅生活に支障がないよう、段差解消等の住宅改修を行った際に、20万円を上限として費用の支給が受けられることができます。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	7人	6人	9人	9人	9人
予防	2人	2人	3人	3人	3人
介護	5人	4人	6人	6人	6人

※1月あたりの実利用者数

### ス) 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（混合型介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム）の入居者に対し、入浴や排泄、食事の介護、その他の介護サービスを計画に基づき提供するものです。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	70人	74人	76人	77人	77人
予防	2人	3人	3人	3人	3人
介護	68人	71人	73人	74人	74人

※1月あたりの実利用者数

セ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅について

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、都道府県と連携しながら、必要に応じて、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）の指定を受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（介護老人ホーム）へ移行することが望ましいとされています。

当該施設が介護ニーズの受け皿としての役割を果たすことができるよう、県と連携して、提供サービスの質の確保に努めてまいります。

	実績値		計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数	99	99	99	99	99
特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム	73	73	73	73	73
特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅	26	26	26	26	26

※令和2年度は見込値

②地域密着型介護（予防）サービス

地域密着型介護（予防）サービスは、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスであり、基本的には事業所が所在する市町村の住民のみが利用できるものです。

ア) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症を持つ利用者が、介護予防を目的として認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に通い、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話を受けることができるものです。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1人	0人	0人	0人	0人
予防	0人	0人	0人	0人	0人
介護	1人	0人	0人	0人	0人

※1月あたりの実利用者数

## イ) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症を持つ利用者が、少人数で共同生活を行いながら、精神的に安定した日常生活を送ることを目的とした施設です。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	71人	73人	77人	78人	78人
予防	0人	0人	0人	0人	0人
介護	71人	73人	77人	78人	78人

※1月あたりの実利用者数

## ウ) 地域密着型通所介護

定員18名以下の小規模事業所が実施する地域密着型の通所介護サービスです。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	114人	116人	126人	125人	124人

※1月あたりの実利用者数

## エ) その他の地域密着型介護（予防）サービス

「定期巡回・随時対応型訪問看護介護」「夜間対応型訪問介護」「小規模多機能型居宅介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」「看護小規模多機能型居宅介護」のその他の地域密着型介護（予防）サービスについては、本市の現状を勘案し、第8期では見込まないこととします。

## ③施設介護サービス

### ア) 介護老人福祉施設

介護が必要で、自宅での介護が困難な高齢者等に、食事・入浴・排泄等の介助、その他機能訓練や健康管理等を行う施設サービスです。

施設・居住系サービスの給付に偏っていることから、現状維持で見込んでおります。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	169人	173人	173人	173人	173人

※1月あたりの実利用者数

## イ) 介護老人保健施設

病状が安定し、看護や介護が必要な高齢者等が入所し、医療的な管理の下で介護や機能訓練、さらに日常生活を送るうえで必要な介助等を受ける施設サービスです。

施設・居住系サービスの給付に偏っていることから、現状維持で見込んでおります。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	88人	85人	85人	85人	85人

※1月あたりの実利用者数

## ウ) 介護療養型医療施設

急性期治療が終わり、長期療養が必要とされる高齢者等が入所し、医療的管理に沿った療養、看護を受ける施設サービスです。

介護保険制度に基づき、令和5年度末に廃止となります。

施設・居住系サービスの給付に偏っていることから、現状維持で見込んでおります。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	45人	42人	42人	42人	42人

※1月あたりの実利用者数

## エ) 介護医療院

長期療養のための医療サービスと日常生活上の介護サービスを一体的に提供する入所施設サービスです。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1人	3人	3人	3人	3人

※1月あたりの実利用者数

#### ④介護予防支援・居宅介護支援

利用者の意向や自立支援をもとにした介護支援専門員（ケアマネジャー）等によるケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡調整等の居宅サービス利用に係る総合調整を行うものです。

介護予防支援について、一部の生活支援サービスを利用する場合のケアプラン作成分については、平成 27 年度に介護予防・日常生活支援総合事業総合事業における介護予防ケアマネジメントへ移行し、地域支援事業において実施されています。

項目	実績値	見込値	計画値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	531人	491人	550人	549人	554人
予防	71人	62人	70人	69人	68人
介護	460人	429人	480人	480人	486人

※1月あたりの実利用者数

## (2) 地域支援事業の実施

### ①地域支援事業

地域支援事業は、「1.介護予防・日常生活支援総合事業」「2.包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」「3.包括的支援事業（社会保障充実分：在宅医療介護連携事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議）」「4.任意事業」に該当する事業で構成されていますが、具体的な構成は以下のとおりです。

なお、具体的な事業内容については基本目標1から基本目標3までの各項目にそれぞれ記載しています。

#### 【介護予防・日常生活支援総合事業】

- ・一般介護予防事業
- ・介護予防・生活支援サービス事業

#### 【包括的支援事業】

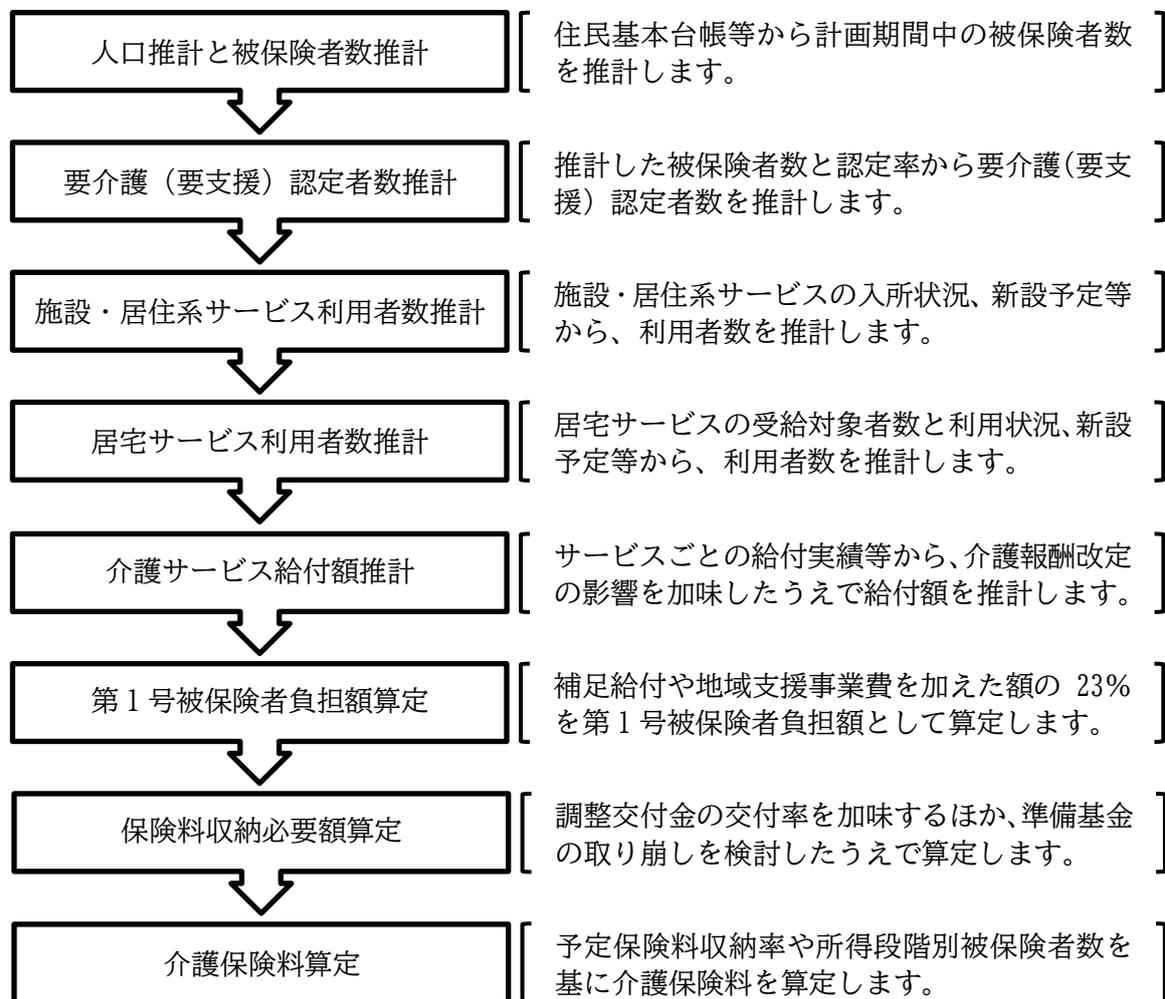
- ・地域包括支援センターの運営
- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・認知症施策の推進
- ・生活支援体制整備
- ・地域ケア会議の実施

#### 【任意事業】

- ・介護給付等費用適正化推進事業
- ・家族介護支援事業
- ・その他の事業

### (3) 介護保険料の算定

本市の高齢者の現状を踏まえ推計した今後のサービス見込量等に基づき、第8期計画期間、令和7年度（2025年度）及び令和22年度（2040年度）における介護保険料の算定を行いました。



①事業費等の見込み

ア) 介護サービス（介護給付）量の見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	回数(回)	2,494	2,494	2,537	2,441	2,023
	人数(人)	120	120	120	117	96
訪問入浴介護	回数(回)	55	48	64	55	48
	人数(人)	8	7	9	8	7
訪問看護	回数(回)	380	371	371	361	361
	人数(人)	30	29	29	28	24
訪問リハビリテーション	回数(回)	733	733	739	739	623
	人数(人)	40	40	40	40	34
居宅療養管理指導	人数(人)	18	17	18	18	14
通所介護	回数(回)	1,655	1,605	1,639	1,601	1,298
	人数(人)	112	109	110	108	88
通所リハビリテーション	回数(回)	1,850	1,850	1,832	1,765	1,478
	人数(人)	173	173	171	165	138
短期入所生活介護	日数(日)	872	826	872	827	687
	人数(人)	56	54	56	53	44
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	64	64	64	64	47
	人数(人)	7	7	7	7	5
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	239	239	240	233	191
特定福祉用具購入費	人数(人)	6	6	6	6	6
住宅改修費	人数(人)	6	6	6	6	5
特定施設入居者生活介護	人数(人)	73	74	74	72	59
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)	1,583	1,571	1,567	1,513	1,249
	人数(人)	126	125	124	120	99
認知症対応型通所介護	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	77	78	78	77	273
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	人数(人)	173	173	173	170	141
介護老人保健施設	人数(人)	85	85	85	84	68
介護医療院	人数(人)	3	3	3	44	35
介護療養型医療施設	人数(人)	42	42	42	0	0
(4) 居宅介護支援	人数(人)	480	480	486	473	388

※数値は1月あたり

イ) 介護予防サービス（予防給付）量の見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	18	18	18	18	18
	人数(人)	2	2	2	2	2
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	19	19	19	19	10
	人数(人)	2	2	2	2	1
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	51	50	50	48	39
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	21	21	21	21	21
	人数(人)	2	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	3	3	3	3	3
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	29	29	28	27	22
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	2	2	2	2	2
介護予防住宅改修	人数(人)	3	3	3	3	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	3	3	3	3	3
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	人数(人)	70	69	68	66	54

※数値は1月あたり

ウ) 介護サービス給付費の見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 居宅サービス	799,305	789,331	802,158	775,778	641,170
訪問介護	90,624	90,624	92,115	88,685	73,364
訪問入浴介護	7,124	6,236	8,181	7,124	6,236
訪問看護	23,916	23,179	23,179	22,589	20,093
訪問リハビリテーション	25,531	25,531	25,745	25,745	21,723
居宅療養管理指導	2,530	2,435	2,530	2,530	1,986
通所介護	153,926	148,889	153,142	149,173	120,603
通所リハビリテーション	184,584	184,584	183,696	176,349	148,112
短期入所生活介護	86,917	81,676	86,917	82,537	68,398
短期入所療養介護(老健)	7,988	7,988	7,988	7,988	5,853
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	37,452	37,430	37,906	36,693	29,972
特定福祉用具購入費	2,637	2,637	2,637	2,637	2,637
住宅改修費	3,254	3,254	3,254	3,254	2,723
特定施設入居者生活介護	172,822	174,868	174,868	170,474	139,470
(2) 地域密着型サービス	405,317	406,998	407,658	398,254	324,185
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	163,479	162,133	162,793	156,559	129,505
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	241,838	244,865	244,865	241,695	194,680
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス	1,000,162	1,000,162	1,000,162	990,607	805,923
介護老人福祉施設	530,381	530,381	530,381	520,997	429,882
介護老人保健施設	265,903	265,903	265,903	262,771	212,431
介護医療院	14,932	14,932	14,932	206,839	163,610
介護療養型医療施設	188,946	188,946	188,946	0	0
(4) 居宅介護支援	75,147	75,041	76,129	74,037	60,736
介護サービス給付費計	2,279,931	2,271,532	2,286,107	2,238,676	1,832,014

※数値は年間あたり。単位は千円

## エ) 介護予防サービス給付費の見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス	32,777	32,302	32,262	31,252	26,438
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	937	937	937	937	937
介護予防訪問リハビリテーション	608	608	608	608	304
介護予防居宅療養管理指導	134	134	134	134	134
介護予防通所リハビリテーション	22,072	21,597	21,597	20,645	17,021
介護予防短期入所生活介護	1,495	1,495	1,495	1,495	1,495
介護予防短期入所療養介護（老健）	338	338	338	338	338
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,599	1,599	1,559	1,501	1,228
特定介護予防福祉用具購入費	479	479	479	479	479
介護予防住宅改修	1,648	1,648	1,648	1,648	1,035
介護予防特定施設入居者生活介護	3,467	3,467	3,467	3,467	3,467
(2) 地域密着型介護予防サービス	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	3,736	3,683	3,630	3,523	2,882
介護予防サービス給付費計	36,513	35,985	35,892	34,775	29,320

※数値は年間あたり。単位は千円

## オ) 総給付費の見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護サービス給付費計	2,279,931	2,271,532	2,286,107	2,238,676	1,832,014
介護予防サービス給付費計	36,513	35,985	35,892	34,775	29,320
計（総給付費）	2,316,444	2,307,517	2,321,999	2,273,451	1,861,334

※数値は年間あたり。単位は千円

## カ) 標準給付費の見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費	2,316,444,000	2,307,517,000	2,321,999,000	2,273,451,000	1,861,334,000
特定入所者介護サービス費等給付額	119,330,422	111,031,843	110,591,852	107,892,170	88,458,371
高額介護サービス費等給付額	53,109,968	52,635,314	52,427,925	51,142,113	41,934,044
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,788,574	6,735,497	6,708,958	6,544,419	5,366,105
算定対象審査支払手数料	1,924,440	1,909,390	1,901,900	1,855,210	1,521,170
計（標準給付費）	2,497,597,404	2,479,829,044	2,493,629,635	2,440,884,912	1,998,613,690

※数値は年間あたり。単位は円

## キ) 地域支援事業費の見込み

### ・介護予防・日常生活支援総合事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問介護相当サービス (利用者数：人)	14,000,000 (198)	14,000,000 (198)	14,000,000 (198)	13,356,387 (190)	11,737,304 (167)
訪問型サービスA (利用者数：人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
訪問型サービスB	0	0	0	0	0
訪問型サービスC	0	0	0	0	0
訪問型サービスD	0	0	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0	0	0
通所介護相当サービス (利用者数：人)	42,000,000 (475)	42,000,000 (475)	42,000,000 (475)	39,862,790 (452)	36,269,405 (410)
通所型サービスA (利用者数：人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
通所型サービスB	0	0	0	0	0
通所型サービスC	0	0	0	0	0
通所型サービス(その他)	0	0	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	2,950,000	2,952,975	2,960,411	2,973,797	2,547,694
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	10,253,000	10,263,338	10,289,184	10,335,706	8,854,746
介護予防把握事業	0	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	0	0	0	0	0
地域介護予防活動支援事業	17,471,000	17,488,616	17,532,657	17,611,931	15,088,391
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	1,041,000	1,042,050	1,044,674	1,049,397	899,033
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	0	0	0	0	0
計(介護予防・日常生活支援総合事業費)	87,715,000	87,746,979	87,826,926	85,190,008	75,396,573

※数値は年間あたり。単位は円

### ・包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	42,490,000	42,490,000	42,490,000	41,746,307	28,810,750
任意事業	5,732,000	5,680,088	5,621,978	5,523,578	3,812,036
計(包括的支援事業費(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費)	48,222,000	48,170,088	48,111,978	47,269,885	32,622,786

※数値は年間あたり。単位は円

### ・包括的支援事業(社会保障充実分)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
在宅医療・介護連携推進事業	1,373,000	1,373,000	1,373,000	1,373,000	1,373,000
生活支援体制整備事業	7,961,000	7,961,000	7,961,000	7,961,000	7,961,000
認知症初期集中支援推進事業	3,235,000	3,235,000	3,235,000	3,235,000	3,235,000
認知症地域支援・ケア向上事業	10,138,000	10,138,000	10,138,000	10,138,000	10,138,000
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	0	0	0	0	0
計(包括的支援事業費(社会保障充実分))	22,707,000	22,707,000	22,707,000	22,707,000	22,707,000

※数値は年間あたり。単位は円

・地域支援事業費合計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	87,715,000	87,746,979	87,826,926	85,190,008	75,396,573
包括的支援事業費（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	48,222,000	48,170,088	48,111,978	47,269,885	32,622,786
包括的支援事業費（社会保障充実分）	22,707,000	22,707,000	22,707,000	22,707,000	22,707,000
計（地域支援事業費）	158,644,000	158,624,067	158,645,904	155,166,893	130,726,359

※数値は年間あたり。単位は円

ク) 標準給付費と地域支援事業費の合計額の見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
標準給付費	2,497,597,404	2,479,829,044	2,493,629,635	2,440,884,912	1,998,613,690
地域支援事業費	158,644,000	158,624,067	158,645,904	155,166,893	130,726,359
計	2,656,241,404	2,638,453,111	2,652,275,539	2,596,051,805	2,129,340,049

※数値は年間あたり。単位は円

②保険料の算定

ア) 介護保険の財源構成

介護保険の財源は、40歳以上が納める介護保険料と国・各都道府県・各市町村が負担する公費によって構成されています。

利用者負担を除いた分について、基本的な負担割合は、第1号被保険者（65歳以上）が23%、第2号被保険者（40歳～64歳）が27%、残りの50%を国や県、市が負担することとなっています。

国が負担する割合のうち5%程度については、調整交付金として、後期高齢者比率や第1号被保険者の所得段階別加入割合による市町村間の保険料格差の解消に用いられており、市町村ごとに交付割合が異なります。

以下の内容は、介護報酬改定等を踏まえて決定します。

イ) 第8期計画期間における介護保険料の算定

- ・介護保険料基準額の算定
- ・所得段階別保険料額

ウ) 令和7年度及び令和22年度の介護保険料基準額の見込み

#### (4) 制度を円滑に運営するための取組

##### ①介護保険事業所の指定・指導

###### < 現状 >

地域密着型介護（予防）サービス事業所及び居宅介護支援事業所に対する定期的な  
実地指導等を行っており、令和元年度においては、地域密着型通所介護を提供する4  
事業所、居宅介護支援を提供する2事業所に対する実地指導を行いました。

不正事案等はなく、適正に運営が実施されております。

###### < 今後の方向性 >

事業所に対する定期的な実地指導の実施に努めてまいります。

###### < 指標 >

項目	実績値		目標値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施指導事業所数	6事業所	4事業所	4事業所	5事業所	5事業所

※令和2年度は見込値

##### ②介護給付等費用適正化推進事業

###### ア) 要介護認定の適正化

###### < 現状 >

介護認定調査員が実施した認定調査の内容について、職員の訪問や書面による審査  
を行っています。

令和元年度の日南保健所主催の研修会において、1件の内容審査を行いました  
が、選択項目のバラツキがあったため、研修会を2回開催し、選択項目の平準化に努めて  
おります。

###### < 今後の方向性 >

内容審査や研修会における意見交換会を通して、調査員のスキル向上、選択項目の  
平準化に努めてまいります。

## イ) ケアプランの点検

### < 現状・課題 >

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者からの提出や事業所への訪問調査等により、第三者が点検し、必要に応じた指導を行っております。

ケアプランの点検事業所の介護支援専門員不足のため、相談や技術的指導が十分には行えていない状況にあります。

### < 今後の方向性 >

地域ケア会議において、専門職の意見を聴取しながら、ケアプランの点検に努めてまいります。

## ウ) 住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検

### < 現状 >

住宅改修の点検については、住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認や利用者の状態確認、工事見積書の点検・竣工後訪問調査等による施工状況の点検を行っております。

福祉用具購入・貸与については、福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性・利用状況等の点検を行っております。

令和元年度における点検件数については、住宅改修の工事見積点検 10 件、福祉用具購入点検 0 件、福祉用具貸与点検 8 件となっております。

### < 今後の方向性 >

福祉用具について、国が示す標準価格等を踏まえた適正な価格となっているかなどに関する点検を行うなど、それぞれの制度利用に関する点検を行い、適正な利用が行われるよう努めてまいります。

### < 指標 >

項目	実績値		目標値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修の工事見積点検件数	10件	7件	10件	10件	10件
福祉用具購入点検件数	0件	0件	6件	6件	6件
福祉用具貸与点検件数	8件	6件	5件	5件	5件

※令和2年度は見込値

## 工) 医療情報との突合、縦覧点検

### < 現状 >

医療保険（後期高齢者医療・国民健康保険）の入院情報等と介護保険の給付状況の突合、給付日数や提供サービスの整合性の点検、受給者ごとに複数月にまたがる支払状況（請求明細書の内容）の確認、提供サービスの整合性の点検を行っています。

令和元年度の医療情報との突合の件数は1,609件、縦覧点検の件数は147件となっております。

### < 今後の方向性 >

介護給付の適正化を図るため、今後も医療情報との突合及び縦覧点検を実施してまいります。

### < 指標 >

項目	実績値		目標値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療情報との突合件数	1,601件	1,600件	1,600件	1,600件	1,600件
縦覧点検件数	146件	150件	150件	150件	150件

※令和2年度は見込値

## オ) 介護給付費の通知

### < 現状 >

利用者本人（家族）に対し、サービスの請求状況・費用等について通知しており、令和元年度の介護給付費通知対象者・発送数は892人・件（令和2年2月に1回）となっております。

### < 今後の方向性 >

適切なサービス利用を促すため、利用者本人（家族）に対する定期的な通知を行ってまいります。

### < 指標 >

項目	実績値		目標値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費の通知回数	1回	1回	2回	2回	2回

※令和2年度は見込値

### ③低所得者への配慮

#### ア) 介護サービス等低所得者利用者対策事業（社会福祉法人による減免制度）

##### < 現状・課題 >

介護サービス等低所得者利用者対策事業は、一定の要件の満たす利用者のうち、収入や世帯状況、利用料負担等を総合的に考慮し、生計が困難であると市が認めた利用者について、社会福祉法人が介護サービス利用料及び食費・居住費の一部を減免するものであり、当該減免を実施した社会福祉法人に対して、県と市から減免部分の一部を補助しております。

当該減免を実施する社会福祉法人の負担が生じることから、一部の社会福祉法人の実施に留まっておりますが、令和元年度においては114名に対する補助が行われております。

##### < 今後の方向性 >

社会福祉法人の協力を得ながら、生計が困難な方に対する介護サービス利用料及び食費・居住費の減免を引き続き実施してまいります。

#### イ) 介護保険料の独自減免

##### < 現状 >

介護保険料において、被保険者が申請に基づき、一定の要件の満たすことによって保険料の一部を減免しております。

令和2年10月末現在1名が減免されております。

##### < 今後の方向性 >

生計が困難な方に対する介護保険料の減免を引き続き実施してまいります。

#### ④介護人材の確保・育成

##### < 現状・課題 >

介護人材不足は全国的な社会問題として捉えられており、現役世代人口の急減が進むとみられる令和22(2040)年に向け、ロボット・ICTの活用や元気高齢者・外国人労働者の参入等による対策が求められています。

これまで、国・県の事業を活用するとともに、本市独自の取組として、令和元年度に介護支援専門員資格取得に対する講習会及び受験料の補助を行う「串間市介護支援専門員人材育成事業補助金」を創設するなど、介護人材の確保に取り組んできました。

しかし、介護人材実態調査においては、介護従事者の高齢化が進むとともに、離職者数が採用者数を上回るなど、介護人材不足が大きな課題である状況が結果として示されています。

また、将来予測においても、介護を必要とする高齢者が減少する一方、現役世代人口の減少がそれを上回るペースで進行し、介護人材不足がより顕在化していくことが想定されるとの結果が示されています。

##### < 今後の方向性 >

国・県の事業を活用しつつ、介護人材の確保・育成に資する事業について、市民や事業者に対する周知・啓発に努め、他市の先進的事例等を検討してまいります。

また、介護支援専門員を確保するため、講習会を開催し、有資格者の育成・確保に努めてまいります。

#### ⑤災害及び感染症対策

##### < 現状・課題 >

近年、人的被害を伴う自然災害が全国各地で毎年発生するような状況にあり、介護施設入所者の命が失われたケースも発生しております。

また、新型コロナウイルス感染症が流行し、介護サービス利用者において利用が制限されたり、介護サービス従事者においては感染症対策に係る負担が増大したりするなど、介護サービスに係る関係者に負担が生じている状況にあります。

##### < 今後の方向性 >

国等が定めた指針を踏まえ、県や日南保健所、事業所等と連携を図りながら、災害及び感染症対策を推進し、災害発生や新型コロナウイルス感染症の流行等により、介護保険サービス利用者の安全が脅かされたり、介護保険サービスの提供が途切れたりすることがないように周知・啓発に努めてまいります。

第9次串間市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

《 令和3年度～令和5年度 》

令和3年3月

発行 串間市役所

編集 医療介護課

〒888-0001

宮崎県串間市大字西方9365番地8

TEL 0987-21-0333